

平成 27 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要

1. 歳入歳出総括表

歳 入

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
1 国民健康保険税	1,361,742	1,470,281	△108,539
2 国庫支出金	1,959,741	1,869,726	90,015
3 療養給付費等交付金	535,474	467,619	67,855
4 前期高齢者交付金	1,813,644	2,065,643	△251,999
5 道 支 出 金	437,429	429,413	8,016
6 共同事業交付金	2,021,972	1,086,661	935,311
7 繰 入 金	759,148	629,807	129,341
8 諸 収 入	15,850	15,850	0
歳 入 合 計	8,905,000	8,035,000	870,000

歳 出

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
1 総 務 費	177,491	182,342	△4,851
2 保 険 給 付 費	5,447,094	5,360,638	86,456
3 後期高齢者支援金	931,066	968,637	△37,571
4 前期高齢者納付金	566	727	△161
5 老人保健拠出金	88	88	0
6 介護納付金	302,873	410,028	△107,155
7 共同事業拠出金	1,953,356	1,019,958	933,398
8 保健事業費	65,771	64,887	884
9 公 債 費	2,000	3,000	△1,000
10 諸 支 出 金	14,695	14,695	0
11 予 備 費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計	8,905,000	8,035,000	870,000

2. 歳入の状況

■主な増減要素

国民健康保険税 【1,361,742 千円、前年度比△108,539 千円】

国民健康保険税は、被保険者数の減少や保険税軽減措置の拡充等に伴う被保険者一人あたりの保険税額の減少などにより前年度と比較して大幅減となっています。

前期高齢者交付金 【1,813,644 千円、前年度比△251,999 千円】

65 歳から 74 歳の「前期高齢者」については、国保加入者の割合が被用者保険加入者よりも高く、医療費負担の不均衡が生じています。前期高齢者の加入率が全国平均と比較して低い保険者は調整金を拠出し、高い保険者は調整金が交付されることになります。

前期高齢者交付金は、当年度（H27）の概算分と前々年度（H25）の精算分で算出します。平成 27 年度は、前々年度精算分の減少が影響し、前年度と比較して大幅減となっています。

共同事業交付金 【2,021,972 千円、前年度比 935,311 千円】

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付されるもので、保険財政共同安定化事業交付金と高額医療費共同事業交付金の 2 種類があります。

平成 27 年度は、保険財政共同安定化事業の制度改正に伴い、前年度と比較して大幅増となっています。

★H27 制度改正・保険財政共同安定化事業

平成 27 年度から事業対象を、これまでの 30 万円を超え 80 万円以下の医療費から、80 万円以下のすべての医療費に拡大する。

繰入金 【759,148 千円、前年度比 129,341 千円】

国と地方の財源調整の一環として講じられた地方財政措置分を一般会計から繰入れしてもらうほか、国保財政の安定化を目的とした繰入れを受けています。

平成 27 年度は、保険基盤安定制度（保険者支援分）の改正等に伴い、前年度と比較して大幅増となっています。

★H27 制度改正・保険基盤安定制度（保険者支援分）

保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援する目的で低所得者数に応じ算定される。平成 27 年度から、消費税引き上げによる財源（約 1,700 億円）を活用した保険者への財政支援の拡充が実施される。本市影響額は約 7,000 万円と試算。

また、赤字補填繰入金については、平成 27 年度から第 2 次石狩市国民健康保険事業経営健全化計画（案）に基づき、前年度比 30,000 千円増の 160,000 千円を計上しています。

3. 歳出の状況

■主な増減要素

保険給付費 【5,447,094 千円、前年度比 86,456 千円】

保険給付費は、前年度（H26）の執行状況や平成 27 年 1 月からの 70 歳未満の高額療養費自己負担限度額の改正による影響等を勘案し、前年度と比較して大幅増となっています。

後期高齢者支援金 【931,066 千円、前年度比△37,571 千円】

患者負担を除いた後期高齢者医療費については、公費 50%、現役世代 40%、後期高齢者医療制度被保険者からの保険料 10%という負担割合となっており、そのうちの現役世代負担分として保険者が拠出するものです。

後期高齢者支援金は、当年度（H27）の概算分と前々年度（H25）の精算分で算出します。平成 27 年度は、前々年度精算分の減少が影響し、前年度と比較して大幅減となっています。

介護納付金 【302,873 千円、前年度比△107,155 千円】

40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者に係る保険税相当額です。

介護納付金は、当年度（H27）の概算分と前々年度（H25）の精算分で算出します。平成 27 年度は、被保険者数の減少等により、前年度と比較して大幅減となっています。

共同事業拠出金 【1,953,356 千円、前年度比 933,398 千円】

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会が交付金を交付する保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業を運営するために、市町村国保が国保連合会へ拠出するものです。

平成 27 年度は、保険財政共同安定化事業の制度改正に伴い、前年度と比較して大幅増となっています。

★H27 制度改正・保険財政共同安定化事業

平成 27 年度から事業対象を、これまでの 30 万円を超え 80 万円以下の医療費から、80 万円以下のすべての医療費に拡大する。

保健事業費 【65,771 千円、前年度比 884 千円】

◆疾病予防費 40,652 千円

重複・頻回・多受診に係る訪問指導、脳ドック・人間ドック助成事業や、平成 27 年度から新たにデータヘルス推進事業を実施し、被保険者の疾病予防を図ります。

【新規事業】 データヘルス推進事業 15,330 千円	被保険者の更なる健康保持増進を図るため、健診・レセプトデータを活用して PDCA サイクルに沿った保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定するとともに、被保険者の特徴や健康課題を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を実施します。
-----------------------------------	---